

事務連絡  
令和4年4月7日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の  
一部の施行について（情報提供）

平素より、動物由来感染症予防対策に御協力いただきありがとうございます。  
今般、環境省より、別添のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和4年環境省令第16号）により、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号）について、所要の改正を行い、令和4年6月1日に施行される旨連絡がありましたので、御了知いただくとともに、別添の内容について、管内の市区町村を含む関係者に周知方よろしく申し上げます。